

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)				
名 称：	那覇市立泊こども園	種 別：	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：	那覇市長： 知念 覚	定員（利用人数） （利用室数）：	90（76）名	
施設長氏名：	宮良 利恵子		（3）室	
所 在 地：	〒 900-0012 沖縄県那覇市泊2-23-9	電話番号： 098-867-2657		
開設年月日	平成31年 4 月 1 日	ホームページ：		
職員数	常勤：（ 7 ）名、 非常勤：（ 10 ）名、 計：（ 17 ）名			
専門職員の人数	保育教諭	（ 11 ）名	保育士	（ ）名
	特別支援教諭	（ ）名	小学校教員免許	（ ）名
	調理師	（ ）名		（ ）名

職員の状況に関する事項

	園長		教頭		主幹保育教諭		保育教諭		特別支援 担当教諭		特別支援 ヘルパー	
常勤	1	名	1	名		名	5	名		名		名
非常勤		名		名		名	4	名		名	5	名
	調理員		栄養士		嘱託医		薬剤師		用務員		計	
常勤		名		名		名		名		名		名
非常勤		名		名	2	名	1	名	1	名		名
施設・設備の概要		保育室（3）遊戯室（2）多目的室										

③ 理念・基本方針

【理念】

『夢に向かって、たくましく生きる子』

- ◎健康で元気のある子
- ◎思いやりのある豊かな子
- ◎身近な環境に進んで関われる子

【基本方針】

- 教育及び保育目標達成に向け、教育及び保育目標の具現化を図り全職員で共通理解し協力しあう園運営に努める。
- 教育及び保育効果を高める環境づくりや施設整備の充実に努める。
- 研修や実践研究に積極的に取り組み、保育教諭としての専門性を高める。
- 保護者や地域、保育所、幼稚園、こども園、小学校等との連携をつなぐ園体制を構築する。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】

本園は、運動場に隣接した広い園庭があり、晴れた日には一日90分程度戸外遊びを行っている。鬼ごっこや、縄跳び、竹馬、スクーター、砂場遊びなど、自分がやりたい遊びを体を十分に動かして、思い思いに楽しむことができる。雨天の場合も、施設が体育館の下に立地しているため、遊戯室の他に、ホールがあり、室内でもフラフープやリトミック等、のびのびと体を動かして遊べる環境がある。

【食事】

那覇西給食センターより給食が提供されている。毎月初めには、栄養士から送られてきた献立表を保護者へ配信し、玄関前に見本を設置している為、毎日の食事メニューを確認することができる。また、食物アレルギーの園児には代替食を提供したり、保護者と連携をとりながら安全に安心して食事を提供するようにしている。内容としては、季節に応じた野菜や、行事食、県産品を取り入れた内容と豊富で、食べやすい内容になっている。

【地域との交流及び特色】

園長は、地域の行事である『泊大阿母拝所建替えの落成式並びに村ウガミ』に参加し、地域の安全祈願を行い、こども園が地域の一部であることを地域の方々にお伝えしている。また、近隣施設の学校評議員会に参加し、情報交換を行っている。7月には小学校PTA行事である『泊っこ祭り』に参加し、「おもちゃすくい」を出店し、祭りを盛り上げることもできた。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	訪問調査	令和5年10月11日～12日
	評価結果確定日	令和5年12月14日
受審回数	1回目	
前回の受審年度	()	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 認定こども園の特性を生かした子育て支援を行っている。

保護者が安心して子どもを預けられるよう、また、保護者とのコミュニケーションや子育て支援として、おしゃべりノートや出席ノートの活用や個人面談等を実施している。保護者からの相談については、保護者の事情に配慮して相談に応じ、担任で困難な相談については、教頭、園長と協議して対応している。保護者の出産や病気などの事情に応じて、預かり保育や社会資源の活用をアドバイスして対応している。子どもの活動等、保護者と共有・共感できるように、ドキュメンテーションを作成し、玄関口に掲示している。地域の未就園の親子を対象に、子育て応援デイ「ゆいの日」をホームページや園だよりに掲載し、チラシを玄関前に掲示し、園庭開放を実施している。また、園庭開放時に、親子連れが気兼ねなくオムツ交換が出来る部屋として、また子育て支援センター「すまいる」の出前支援を行う場所として多目的室を提供し子育てを支援している。今回の第三者評価保護者アンケートでは、「園でお子さんは楽しく過ごしていると思いますか」の問いに、「思う」の回答が100%で、学校評価の保護者アンケートでも高い評価を受けている。関連項目：33, 63, 64

2. 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

園庭や教室では指導計画に基づいて月や季節ごとに複数のコーナー遊びの環境を整えている。調査日当日、カセットデッキを自分で操作し、好きな曲に合わせてダンスを繰り返し踊る子どもや園庭のガジュマルにいろいろな昆虫が止まっていることを想像し製作する子どもや友達とままごとやカプラ積み木をしている子ども、一人で絵本を読んでいる子ども等、好きな遊びを見つけ一人で、または友達と関わり、思い思いの場所で遊びに取り組んでいる。廃材を利用した虫かごを作り、担任が作った見本の虫取り網をみて、友だちと工夫しながら自分の虫取り網を製作し蟬取りを楽しんでいる。色水遊びや石鹸遊びからジュース屋さんやケーキ屋さんへ発展出来るように、担任は子どもへ意図的な発問をして、イメージが膨らむように支援している。観察ケースに土を入れ、草を栽培した、その中で、バッタが飼育されている。園庭にはカバマダラやオオゴマダラの食草や季節の草花や野菜を栽培し、生長や収穫等子どもが関わられる環境となっている。担任は友達と関わり遊ぶ場面や一日の振り返りの会などで、子どもがやりたいことを言葉で表現し友達に伝えることから相手の気持ちに気づいて話し合いが深まるような支援をしている。6月から「わくわく集会」を月1回開催し、リトミックやダンス歌・指遊びなど様々な活動を友だちと一緒に取り組むことが楽しいと集会に参加できるようにしている。関連項目：51, 54

3. 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

園長は保護者とやり取りのできる「おしゃべりノート」を活用して、保護者の思いを受け止め、毎日全員に対して返信をしている。職員のチームワークの体制として、常に職員から環境構成や教材等の様々な提案があり、話し合い、意思疎通を図るなど関係性が良く、職員の互いの強みを生かし、又カバーし合う等協力体制がとられている。（特別支援の専門職や自然環境キャンパインストラクター、パソコン操作に長けている職員）週の週案会議では、ホワイトボードを利用して、ねらいや援助内容、配慮事項等を記載し、フリー職員や特別支援ヘルパー職員にも周知し情報を共有している。1年分の行事毎に役割分担表を園長が作成し、年度初めに全職員に周知し、見通しをもって業務を進行できるようにしている。関連項目：10, 12, 35, 36, 43, 44

◇改善を求められる点

1. 中・長期的なビジョンを明確にし、中・長期の収支計画の策定が望まれる。

理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にし、施設整備や備品購入等について、数値目標等を設定した具体的な実施状況の評価を行える内容とするとともに、中・長期の収支計画の策定が望まれる。 関連項目：4

2. 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組が望まれる。

令和4年4月からハラスメント禁止が義務化され、各職場においても研修等の実施による周知が義務になった。障がい者差別解消法、子どもの居場所づくり支援事業等幅広い分野で遵守すべき法令等を把握し、職員への周知が望まれる。 関連項目：11

3. 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な園独自の活動等の実施が望まれる。

地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握し、把握した地域の福祉ニーズに基づいて、地域の子どもの育成・支援等に関する具体的な事業・活動を計画に明示し、園独自の活動等の取組が望まれる。
関連項目：26, 27

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

泊こども園における第三者評価を受けるにあたり、様々な学びがありました。その一つに、マニュアルを作成するだけで満足するのではなく、実践、反省、改善に繋がるよう整備する事により、子どもを守り、職員を守り、質の向上につながることを再確認する事ができました。ご協力いただきました保護者の皆様、そしてご指導頂きました第三者評価調査員の皆様に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 認定こども園版 評価結果

項 目		評価 結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断 基準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
	n わからない、判断できない。	
着 眼 点	○ 1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	
	○ 2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	○ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	○ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	○ 7 （認定こども園）理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント	<p>■取組状況 教育・保育理念と基本方針は、ホームページ、要覧、全体的な計画に掲載されている。理念は「夢に向かって、たくましく生きる子を育む」として、こども園の目指す方向性を読み取ることができる。基本方針は「本園は、園児や保護者の最善の利益に勤めます」「本園は、質の高い教育保育を目指します」や「本園は、安心安全な環境づくりに努めます」と明示して理念との整合性が確保され、職員の行動規範となる内容になっている。「泊こども園職員倫理綱領」等を作成し、職員会議で周知が図られている。理念は玄関に掲示し、園だよりに記載している、入園のしおり（重要事項説明書）に記載し、入園説明会で配布して、保護者等へ説明をしている。今回の第三者評価調査時の保護者アンケートで「入園時に教育・保育の目標や方針について、十分な説明がありましたか」の質問に対して95.6%が「はい」と高率の回答をしている。</p>	

項目		評価結果	
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
	o	2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。
	o	3	子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（認定こども園）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
	o	4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>園長は、こども園園長連絡会や行政からの通知等により、今年度の動向等を把握している。地域の子どもの動向は、第2期那覇市子ども子育て支援事業計画により把握している。地域の特徴や変化等については、アパートが多く存在し、転勤（特に県外から）での転入者が多く、近隣の保育園からの5歳児の転入児も多い、4歳児は定員以上の申し込みがあり、3歳児保育の要望もあるなどを課題として把握している。入園児は現在75名が在籍しているが、ここ3年ほどは子どもの数は変動がない状況にある。毎年、定期的に利用児の推移等集計・分析して動向を把握している。</p>	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	o	2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
	o	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	o	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>園長は、改善課題として、人材の確保（担任保育教諭の欠員）、備品の買い替えや修繕、2号認定児が年度中途からの増加傾向を具体的な課題として明らかにしている。改善すべき課題については、職員会議で周知し、改善に向けて、市担当部署との調整を行っている。</p>	

項 目			評価 結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断 基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	
	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 園の理念や基本方針の実現に向けて、中・長期計画として、令和5年度～令和9年度までの5ヵ年計画が策定されている。具体的な年度計画として、施設備品の整備や備品購入、職員用トイレの修繕、園庭日よけの設置、電化製品(テレビ、洗濯機等) 買い替え、園庭環境の整備(砂場等) に関する方針が示されている。中・長期計画は、2月に教育課程編成会議で協議して、職員に対して内容を周知している。</p> <p>■改善課題 理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン) を明確にし、必要に応じて見直しの実施、及び中・長期の収支計画の策定が望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断 基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント		<p>■取組状況 単年度事業計画には、中・長期計画の内容を反映した、単年度における事業内容が具体的に示され、実行可能な具体的な内容となっている。例えば、消防設備の取り換え、照明機器の2か所交換、職員用トイレの修繕、園庭排水の整備、園庭樹木の樹木医による点検、園庭日よけの設置、畳表替え、ピアノ調律1台等が調査時点で実施済みとなっている。単年度の計画は、会議や研修等も記載され行事計画一覧表に中・長期計画の各事業が明示されている。</p> <p>■改善課題 単年度事業計画は、すでに実施済みの事業もあるが、実施予定の事業の設定を期待したい。</p>	

項目		評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	o	1 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
	o	2 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
	o	3 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
	o	4 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	o	5 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）がされており、理解を促すための取組を行っている。
コメント		<p>■取組状況 単年度の事業計画として、教育保育計画（学校評価計画、安全計画、保健計画、基本的な生活習慣指導計画、食育年間指導計画等）を作成し、教育保育計画編成会議において職員参画で作成している。2月に教育・保育計画の冊子は担任保育教諭に配り、フリー保育教諭等には、職員室に設置し周知されている。教育保育計画の実施状況は、毎月の職員会議で進捗状況を周知し、行事や安全計画等は都度反省・評価を行っている。教育保育計画の見直しは1月から各担当で検討され、2月に案を作成し、教育保育計画編成会議で協議して決定している。</p> <p>■改善課題 フリー保育教諭等への計画配布に期待したい。</p>
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。 a
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
	c	事業計画を保護者等に周知していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	o	1 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
	o	2 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
	o	3 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	o	4 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント		<p>■取組状況 入園説明会において、「入園のしおり（重要事項説明書）」（以後「入園のしおり」という。）に「主な年間行事予定表」を加え説明している。4月の家庭訪問時に、会議や研修等の入った年間行事予定表を改めて配布している。日ごろの子どもたちの様子を各クラスで、定期的にドキュメンテーションを作成して、玄関先に掲示して周知している。園だよりには、理念基本方針、指導のねらい等を記載し保護者に配布している。園長による保護者との連絡帳「おしゃべりノート」を活用して、全園児のノートに目を通してメモ書きを添えている。さらに、行政発行の保健だより、給食だより（五大栄養素について、沖縄の食材について知ろう、及びレンピ等）を通信アプリ「さくらdays」で送信している。</p>

項 目			評価 結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断 基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	o	1 組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	o	2 教育・保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	
	o	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	o	4 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>学校評価（教職員による自己評価、学校関係者評価、保護者アンケート）が毎年実施されている。計画から実施、評価結果の集計、評価、考察（成果と課題）、課題に対する改善方針・改善策が明記されている。評価結果について、それぞれに時期を定め、園長と教頭を中心に体制を整備し、組織的にPDCAサイクルにもとづいた取り組みを実施している。自己評価の結果については公表している。今回第三者評価を受審している。</p>	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
判断 基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	o	1 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	o	2 職員間で課題の共有化が図られている。	
	o	3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	o	4 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	o	5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>教育・保育の質の現状については、教育・保育計画の見直しや学校評価計画の自己評価と保護者アンケートを毎年実施して集計・分析を行っている。課題として、①小学校との連携（児童の授業参観等）②担任間、学年間の話し合いと共通理解、③子育て支援（泊☆ゆいプロジェクト）の充実等を明示している。具体的な体制としては、教育・保育計画の見直しは、職員会議で行われている。改善の取り組みとして、担任間、学年間の話し合いと共通理解については、週案会議は移動式のボードを活用して、各年齢ごとのその月のねらいに沿って、子どもの状況をメモ用紙に記入して、それぞれに添付し、週案会議の基礎資料として担任間、学年間の話し合いと共通理解に取り組んでいる。小学校との連携については、7月に小学校の授業参観をこども園の職員が実施し、こども園の保育参観に小学校の1年生の教師が訪問している。慰霊の日の前日は小学校の平和集会に子どもたちが参加する等連携をしている。地域の子育て支援については、ゆいの日として、偶数月に園庭開放と子育て支援のていーだの部屋が設置され親子連れに開放し、小人数ではあるが活用されている。さらに子育て支援センターの出前事業としての「おでかけすまいる」を奇数月に実施している。毎年改善方針や改善策については、見直しがされている。</p>	

項 目			評価 結果
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断 基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	o	1 施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	o	2 施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	
	o	3 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	o	4 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組について、方針は、教育・保育計画の園経営に「園経営方針」を明示し、年度初めに職員会議で取り組みについて説明している。自らの役割と責任については、園だよりを作成し、おしゃべりノートは園長だけで実施していたが、保護者からの要望により、担任とのやり取りもが実施出来るようにしている。教育保育計画には、園務分掌の方針と園務分担を明示し、業務内容の担当者を配置して全職員に周知している。園務分掌で教頭が園長を補佐することが明示され、園長不在時は教頭が代理を務めることが、防災計画第10条2に「副隊長は隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。」と明確にされている。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断 基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	o	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	
	o	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	o	3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	o	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>法令遵守については、那覇市の契約規則にもとづいて指定事業者との取引を行う等、利害関係者との適正な関係を保持している。消耗品等は市全体で環境に配慮した物品購入に取り組んでいる。那覇市職員サービス規程には、セクシャルハラスメントとパワーハラスメント、妊娠出産育児又は介護に関するハラスメントの禁止が明記されている。園長は、園長連絡会に参加するとともに、市の条例や規則、国等からの周知文書をファイリングして職員が閲覧できるように配慮している。遵守すべき法令等の具体的な取組として、今年度改めて、熱中症ガイドラインの熱さ指数28が表示されたことについて、職員に周知徹底し、日々記録し実行している。個人情報保護に関する研修受講後は報告書を作成し、全員に回覧周知している。働き方改革については、職員に義務化された年休5日取得も実施している。</p> <p>■改善課題</p> <p>令和4年4月からハラスメント禁止が義務化され、各職場においても研修等の実施による周知が義務になった。障がい者差別解消法、子どもの居場所づくり支援事業等幅広い分野で遵守すべき法令等を把握し、職員への周知が望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	o	2 施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	o	3 施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	o	4 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	o	5 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>教育・保育の質の現状については、教育・保育計画の見直しや学校評価計画の自己評価と保護者アンケートを毎年実施して集計・分析を行っている。課題として、①小学校との連携（児童の授業参観等）②担任間、学年間の話し合いと共通理解、③子育て支援（泊☆ゆいプロジェクト）の充実等を明示している。具体的な体制の構築としては、週案会議に園長、教頭も参加して行われている。共通理解の取り組みとして、週案会議は移動式のボードに、各学年ごとのその月のねらいに沿って、子どもの状況をメモ用紙に記入し、それぞれに添付し、週案会議の基礎資料として実施し、担任間、学年間の話し合いに取り組んでいる。小学校との連携については、7月に小学校の授業参観をこども園の職員が実施し、子ども園の保育参観に小学校の1年生の教師が訪問している。慰霊の日の前日6月22日は小学校の平和集会に子どもが参加する等連携をしている。地域の子育て支援については、ゆいの日として、偶数月に園庭開放と子育て支援のていだの部屋が設置され親子連れに開放し、小人数ではあるが活用されている。さらに子育て支援センターの出前事業としての「おでかけすまいる」を奇数月に実施している。毎年改善方針や改善策については、見直しがされている。教育・保育の質の向上に向けて、職員間の保育参観や課題研究に取り組み、特別支援教育、体罰禁止とその対応、アセスメントにもとづく支援、人権に配慮した保育等の研修を受講させている。</p>		
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	o	2 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	o	3 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	o	4 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>組織の理念や基本方針の実現に向けて労務分析を行い、12時間開所や週休代替のフリー保育教諭3名、特別支援教育ヘルパー5名、園務補助員1名を配置して業務の実効性の向上に取り組んでいる。市として担任2人制を導入し、休憩代替保育教諭1名が配置され、働きやすい環境整備に取り組んでいる。職員会議を意思決定の場としている。保護者への対応として、園児の登降園管理、保護者への緊急連絡、園だより、保健だより、給食だより等を配信アプリ「さくらdays」を導入して事務作業軽減に繋がっている。今年度から、児童票や指導計画についても「さくらdays」で作成することになっている。週案会議は移動式のボードに、各学年ごとのその月のねらいに沿って、子どもの状況をメモ用紙に記入し、それぞれに添付し、週案会議の基礎資料として、担任間、学年間の話し合いと共通理解に取り組み、園長も積極的に参画している。</p>		

項 目			評価 結果
II-2 人材の確保・育成			
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	○	2 教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	○	3 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
	○	4 法人（認定こども園）として、効果的な人材確保（採用活動等）を実施している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>人員体制に関する基本的な考え方は、那覇市の人事規程で定められている。市の職員採用計画にもとづいて採用試験が実施され、人材が確保されている。週休代替のフリー保育教諭や特別支援教育ヘルパー、園務補助員が配置され、必要な人材が確保されている。市として担任2人制を導入し、休憩代替保育教諭1名が配置され、会計年度任用職員等の採用はハローワークの活用や市の広報誌への掲載等により確保に努めている。市として保育士確保に関する事業に取り組んでおり、保育補助員の養成も主管課で実施されている。会計年度任用職員等に欠員が出た場合は、知人等にも呼びかけて採用活動を実施している。</p> <p>■改善課題</p> <p>担任2人制の1クラスの欠員については、早急な補充が望まれる。</p>		
15	②	総合的な人事管理が行われている。	a
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 法人（認定こども園）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
	○	2 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	○	3 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	○	4 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	○	5 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	○	6 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>総合的な人事管理として、理念や基本方針にもとづき「めざす保育教諭像」を明示している。市として人事基準が明確にされ、職員採用等については、那覇市の職員採用試験で公募選考されることが定められている。昇進、昇格は所属長からの推薦を条件とするなど職員に周知されている。那覇市の人事評価制度により園長と教頭が面談し、職員の自己評価における目標達成状況を評価している。労働基準法の改正により、会計年度任用職員就労要綱によって非正規職員のキャリアアップが図られ、子ども教育・保育課長との間で36協定が結ばれている。</p> <p>公立については、着眼点4と5は対象外とする。</p>		

項 目			評価 結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判 断 基 準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	○	2 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
	○	3 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	○	4 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	
	○	5 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	○	6 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	○	7 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	○	8 人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>労務管理に関する責任者は園長で、出退勤は静脈認証で行っている。有給休暇の取得状況や時間外労働のデータはパソコンシステムで管理され、職員の就業状況は園長・教頭が把握している。ストレスチェックを実施して市の保健師による巡回相談があり、市の厚生係においても相談が出来る体制がある。園長と教頭による職員の相談にも応じている。公立学校共済組合の退職金制度があり、年1回職員健康診断の実施、人間ドックやインフルエンザ予防接種への補助もある。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、園長は、シフト調整で事前の年次有給休暇申請は100%取得できるように配慮している。働きやすい職場づくりに関する取組として、年度初めに全員で食事会を実施し、職員の希望に沿って、週休と年休を組み合わせて取得できるよう配慮するなど実施し、人材の定着の観点から、組織の魅力を高める取組を行っている。国の制度改革により非正規職員に会計年度任用制度が導入され、給与が月給制となり、賞与や時間外手当も支給され、公立学校共済組合への加入が認められている。</p> <p>公立については、着眼点7は対象外とする。</p>		

項 目			評価 結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断 基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	o	1 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	o	2 個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
	o	3 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
	o	4 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	o	5 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>教育・保育計画の園経営方針に「めざす保育教諭像」を明示して職員に周知し、職員一人ひとりの目標管理のために市の人事評価制度を活用し、保育教諭は毎年、自己評価を実施している。年度初めに教頭が期首面談を行い、職員は「那覇市保育者育成指標」にもとづいて今年度の目標（何を、どの水準まで、どのように）を設定している。本人の申告に沿って、一次評価は教頭が年度途中で、二次評価は年度末の園長面談で達成状況を振り返り、評価して目標の見直しを行っている。</p>	
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断 基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	o	1 認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	o	2 現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	o	3 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	o	4 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	o	5 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>「期待する職員像」として、教育・保育計画に「めざす保育教諭像」を明示している。「那覇市保育者育成指標」に、6つのキャリアステージ（養成、採用、基礎、充実、発展、深化・共育）と各ステージに求められる資質・能力（保育者として5項目、保育実践6項目、マネジメント力6項目）を明記して職員に周知している。運営主体である市は、保育士と幼稚園教諭の免許取得者を認定こども園職員の採用基準としている。園内研修の意義が記載された園内研修年間計画に沿って研修を実施している。市や県が策定した研修計画に沿って初任者研修や2年目研修、発達支援の研修、職種別等の園外研修を受講し、報告書は職員に回覧している。「個人情報保護について」と「保幼こ小連絡協議会合同研修」は職員会議でも報告している。研修計画は、12月に園長が市や県の研修計画を入力し、1月の教育保育計画編成会議で前年度の評価・反省のもと見直し、研究主任が修正案を作成して2月の教育保育計画編成会議で確認し見直ししている。「保・幼・こ・小連絡協議会」の公開保育に取り組んでいる。</p> <p>■改善課題</p> <p>研修計画への「期待する職員像」の追記、及び「那覇市保育者育成指標」に基づいた研修計画の作成に期待したい。</p>	

項目			評価結果
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	o	2 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	o	3 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	o	4 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	o	5 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員の資格取得状況は採用時の履歴書と資格証の提出により把握している。新採用職員は沖縄県の初任者研修や2年目研修を受講し、経験豊かな職員と一緒にクラスを担当し、園長や教頭が声かけして仕事内容を具体的に示す等、個別にOJTが行われている。園長や教頭、保育教諭、特別支援教育ヘルパー等は職種別研修を受講している。職員は市が主催する中堅教諭研修等の階層別研修や子育て支援、食育、発達支援、人権に配慮した保育等のテーマ別研修を受講している。外部研修の情報は職員室に掲示し、メールや個別の声かけでも提供している。オンデマンドで実施される研修は全職員が受講できるようにシフトを調整する等の配慮をしている。園外研修の報告書は職員に回覧している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	o	2 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	o	3 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	o	4 指導者に対する研修を実施している。	
	o	5 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>「実習生受け入れマニュアル」に実習生の実習の目的と受け入れ側の心得を記載し、実習生を受け入れている。新型コロナウイルス感染症予防に向けて、市から「こども園等における各種実習ガイドライン」が配布されている。実習プログラムは学校の実習の手引きを使って、観察実習と部分実習、指導案を作成して園長や教頭も参観する責任実習が設定されている。実習生受け入れに際しては、園長がオリエンテーションを実施し、実習心得について資料を準備して説明して守秘義務等の誓約書を提出させている。実習の進め方については、学校から送られてくる資料を基に教頭が実習を担当するクラス担任に指導している。実習生受け入れについて、園児には実習初日に紹介し、保護者には園だよりで、職員には週報で伝えている。学校側との連絡・調整は教頭が担当し、実習前に学校担当者によるオリエンテーションがオンラインで実施され、園長が参加している。学校の担当者とは、指導方針や実習内容について事前調整を行い、実習期間中に学校担当者の訪問があり、必要に応じて電話等で連携している。</p> <p>■改善課題</p> <p>「教育・保育に関わる専門職の研修・育成」は、認定こども園の社会的責務の一つであり、マニュアルに施設として実習生を受け入れる意義・目的の追記が望まれる。</p>		

項 目			評価 結果
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断 基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1	ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○	2	認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	○	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	○	4	法人（認定こども園）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（認定こども園）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	○	5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>ホームページに認定こども園の理念や基本方針、教育目標や全体的な計画、教育・保育の内容等が公開されている。苦情・相談の体制についてはポスターを玄関前に掲示し、意見箱を設置している。苦情内容や対応については玄関近くで1カ月程度公表している。園長は、地域自治会の行事で挨拶し、小学校との合同評議員会に参加するとともに、近隣こども園の評議員を引き受け、パンフレット（要覧）を持参して参加している。パンフレットは近隣の保育園に配布している。</p> <p>■改善課題</p> <p>口頭や電話による相談等の記録はあるが、苦情だけでなく、口頭や電話等による相談に対する改善や対応状況の公表も望まれる。</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断 基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1	認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	○	2	認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
	○	3	認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
	○	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営については、那覇市の園務分掌や契約規則等に基づいて運営されている。年度初めの職員会議において事務や経理、取引等に関する資料と、職員の役割を明記した園務分掌を職員に周知している。那覇市の特定教育・保育施設等指導監査（実地指導）が毎年実施されている。那覇市は中核市として外部監査が導入されている。</p> <p>公立のため着眼点3と4は対象外とする。</p>	

項目		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○	1 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○	2 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
	○	3 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○	4 認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
	○	5 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>地域との連携を全体的な計画に位置づけ、基本的な考え方が「地域・家庭との連携年間計画」に明示されている。地域の情報として那覇市子育て応援ガイドや那覇市地域子育て支援センターの「すまいるだより」、18か所の子ども食堂や児童クラブの情報、那覇市立学校隣接校選択制や近くの公園での紙芝居のお知らせ、那覇市防災マップや近隣歯科医院マップ等が玄関周辺に掲示されている。小学校の「泊っ子まつり」では、保護者の協力を得て「おもちゃすくい」を出店して園児と一緒に職員が参加している。地域の未就園の親子へ園庭を開放する子育て応援デー「ゆいの日」を地域との交流日として偶数月に設け、保護者には園だよりで周知し、地域への声かけをお願いしている。奇数月は子育て支援センター「すまいる」に出前事業の場を提供している。地域住民からクワガタの寄贈があり、子どもたちが夢中になっている様子がヘルパー日誌の記録にある。地域の方からマメ科のベビー馬拉カスの種の提供もある。勤労感謝の日には、給食センターの職員や牛乳配達員に子どもたちが思い思いにおかずの絵や「ありがとう」等のメッセージを書いてプレゼントしている。子どもや保護者のニーズに応じて、発達支援センターや子育て支援センター「すまいる」等を紹介している。</p>	

項 目			評価 結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
判断 基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	o	1 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	o	2 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	o	3 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
		4 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
		5 学校教育への協力を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 今年度「ボランティア受入れマニュアル」が作成され、受入れ窓口は那覇市こども教育保育課で、教頭を担当者として高校生以上を対象に受け入れ体制を確立している。マニュアルにはボランティア受入れの意義・目的と、受入方法や受入の可否、オリエンテーションの内容、事前説明、誓約書（守秘義務）や報告書の提出等が明示されている。地域の学校教育等への協力についての基本姿勢は「職場見学（小）・職場体験（中）・インターンシップ（高）受入れマニュアル」に明記されている。保護者に「ちょぼら（ちょこっとボランティア）」として絵本の補修や読み聞かせ、プール活動の安全要員等をお願いし、ボランティア受入れに際しては、活動前に園長が口頭で説明し、ボランティアから報告書が提出されている。次年度に実習を予定している学生のボランティア受け入れもある。コロナ禍以前は、小学生の職場見学や中学生の職場体験、高校生のインターンシップ受け入れ等、学校教育に協力していたが、現在は中止している。</p> <p>■改善課題 「ボランティア受入れマニュアル」に沿ってオリエンテーションを実施し、守秘義務等の誓約書を提出させることが望まれる。</p>		

項目		評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	o	1 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	o	2 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	o	3 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	o	4 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	o	5 地域に適当な関係機関・団体がいない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	o	6 (認定こども園) 家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>関係機関との連携については、医療機関や小学校等の関係機関、緊急時の連絡先を職員室に掲示し、那覇市の子育て応援ガイド等の情報を職員間で共有し、地域の子育て支援センター「すまいる」と連携している。小学校との連携では園長が小学校の4役会議に参加し、教頭が職員会議に出席し、小学校の授業参観や小学校職員の保育参観等を実施している。年2回開催されている「保・幼・こ・小連絡協議会」に園長と教頭が参加し、小学校との合同評議員会に園長が出席している。共通の課題(研修の充実と「架け橋期のカリキュラム」作成)についての公開保育に取り組んでいる。必要に応じて近隣保育所や児童デイサービスとの関係者会議を開催している。発達支援児の支援にあたっては、特別支援ヘルパーが5人配置され、子ども発達支援センターの巡回指導相談で保護者とともに専門のアドバイスを受けている。家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる園児や地域の子どもについては、市の子育て支援室に相談し、児童相談所や関係機関と連携して支援している。</p> <p>着眼点5は、地域に適当な関係機関があり、非該当とする。</p>	

項 目			評価 結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判 断 基 準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	o	1 認定こども園（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	o	2 （認定こども園）認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
		3 （認定こども園）地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント	<p>■取組状況 地域の福祉ニーズを把握するために、偶数月に開催している未就園の親子に園庭を開放する子育て応援デー「ゆいの日」を周知するため、ホームページや、チラシを玄関前に掲示し、園日より保護者を通して呼びかけている。園長は、民生委員・児童委員も参加する小学校の合同評議員会や挨拶運動、近隣こども園の評議員会に参加し、3歳児保育のニーズがあることを把握している。園長は毎週小学校の4役会議や市の教育・保育園長連絡協議会に参加している。定期的に「保・幼・こ・小連絡協議会」に園長と教頭が参加している。年5回は、子育て支援センター「すまいる」に出前事業の場を提供してニーズの把握に努めている。</p> <p>■改善課題 子育て相談事業等の実施、及び「ゆいの日」の参加者増の対策を検討し、学校評議員会や地域自治会に積極的に働きかけ、情報収集して地域の教育・保育ニーズの把握に向けた取組が望まれる。</p>		
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
判 断 基 準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点		1 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、広く定められた社会福祉事業にとよまない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。	
		2 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	o	3 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	o	4 認定こども園（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
		5 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 公益的な事業・活動については、地域の活性化やまちづくりへの貢献として、近隣こども園の評議員会に園長が参加している。小学校の「泊っ子まつり」では保護者の協力を得ておもちゃすくいブースを出店している。地域の未就園の親子への園庭開放や公開保育を実施している。子育て支援センター「すまいる」に年5回、出前事業の場を提供している。選挙の際は、投票所として遊戯室を提供し、園長が立会人として協力している。</p> <p>■改善課題 把握した地域の教育・保育ニーズに基づいて、地域の子どもの育成・支援等に関する具体的な事業・活動を計画に明示し、事業・活動の取組が望まれる。 着眼点1が確認できないため、判断基準により評価をCとする。 当園は、海拔3.9mで土砂災害警戒区域に指定された場所に位置し、那覇市は「土砂災害避難確保計画」を作成し、防災マップを市民に配布していることから、着眼点5は評価対象外とする。</p>		

項目		評価結果
III-1 利用者本位の福祉サービス		
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 b
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	o 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	o 2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	o 3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	o 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	o 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	o 6	(認定子ども園) 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	o 7	(認定子ども園) 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	o 8	(認定子ども園) 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもを尊重した教育・保育については、「泊子ども園倫理綱領」に子どもの最善の利益の尊重を明示し、「権利擁護マニュアル」には子どもの権利条約に定める4つの原則と4つの権利を遵守することを明記し、「プライバシー保護マニュアル」を作成している。「虐待防止研修」を実施し、職員はオンデマンドによる「一人一人を大切にするクラスづくり」等の研修を受講している。今年度、子どもの人権擁護のためのセルフチェックを実施している。支援が必要な子どもについて、職員は専門職の助言も受けながら支援委員会や週案会議で話し合っており、対応している。職員は、子どもには「チクチク言葉」や「フワフワ言葉」について説明し、玄関に北原白秋の詩「ひとつのことば」を飾っている。古木は登ると危険だが、暑い日には影を作る「やさしいガジュマル」と紹介する等、子どもが互いに尊重する心を育てる一助として、言葉の大切さを伝えている。子どもが差別的な言葉を発したときはクラスで話し合い、「いいところ探し」を実践している。倫理綱領には「国籍、出身、性別、障害や疾病の状態、その他いかなる理由によっても差別をしない」ことを明記している。出席簿は五十音順の男女混合名簿とし、子どもの名前は「さん」づけで呼び、持ち物等は好きな色を選ばせる等、性差への先入観による固定的な対応をしない配慮をしている。おしゃべりノートで「お友達の良さを見つけよう」や「わくわく集会の様子」等を保護者に伝えている。入園のしおりで特別支援教育について他の保護者にも説明している。</p> <p>■改善課題</p> <p>子どもの人権擁護のためのセルフチェック後の対応、及び「権利擁護マニュアル」の4つの権利については、それぞれの権利を権利の保障するための具体的手順の作成が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
	o	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。
	o	3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
	o	4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。
コメント		<p>■取組状況 「プライバシー保護マニュアル」を作成し、プライベートゾーンについて子どもに教えている。着替え時は電気を消し、互いに背中合わせで丸くなり、裸にならない着替え方の指導をしている。内科健診は遊戯室でカーテンを閉めてシャツを着て受けさせている。教室には隠れ家的なロフトが設置され、廊下にも一人になれる空間があり、数脚の椅子でベンチを作って集団から離れられる場所を確保している。職員室近くに絵本コーナーが設置され、リラックスして絵本が読める落ち着いた場所がある。トイレは男女別で、個室トイレにはドアが設置されている。排泄に失敗したときは、子どもに「洗ってもいい？」と確認してからシャワー室で対応している。プライベートゾーンについての指導は園だよりで保護者にも周知している。</p> <p>■改善課題 「プライバシー保護マニュアル」への着脱や排泄、シャワー、内科検診等の各支援場面におけるプライバシー配慮についての追記、及びトイレは廊下から見えない造りになっているが、男児用小便器の仕切りについての検討が望まれる。</p>	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
	o	2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	o	3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
	o	4	見学等の希望に対応している。
	o	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント		<p>■取組状況 利用希望者への情報提供については、市や園のホームページ及び園のパフレットで紹介するとともに、市の担当部署に入園申し込みの案内等の冊子が置かれている。併設の小学校と近隣の保育園にはパフレットを置いている。パフレットはカラー印刷し、教育・保育理念や「今年度はこのようなことに力を入れます」、こども園の生活や日課、園行事等が記載され、写真やイラストを用いて分かりやすく工夫されている。利用希望者には園長や教頭がパフレットを用いて説明し、見学希望者には園内外を案内しながら個別に対応している。パフレットはその年度の前定や実態に合わせて毎年見直している。</p>	

項 目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	
	o	2 教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
	o	3 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
	o	4 教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を待たずでその内容を書面で残している。	
	o	5 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の開始・変更時の説明は、「入園のしおり」やさくらdaysの保護者向け利用ガイドを配布して保護者に説明し、重要事項の説明は同意を得て書面で残している。入園のしおりは教育保育目標や教育保育方針、こども園での生活や年間行事予定、服装と持ち物について等をイラストや表を使って、保護者が分かりやすいよう工夫し、家庭で準備が必要な持ち物については実物を提示して説明している。特に配慮を要する保護者に対しては、別室で園長が面接している。子どもへの面接方法が手順としての文書化されている。外国籍の保護者の場合は、翻訳アプリの活用や通訳同席等により説明している。</p> <p>■改善課題 面接の手順に、特に配慮を要する保護者への面接方法の追記が望まれる。</p>	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	o	2 認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	o	3 認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント		<p>■取組状況 小学校には児童要録を送付し、転園先には指導要録と健康診断書を送付している。小学校とは就学前に引継ぎ日を設け、支援が必要な子どもを含めて申し送りを行っている。特別な支援を要する子どもについては保護者の同意を得て必要に応じて個別支援計画等の情報を提供し、特別支援コーディネーターや担任との情報交換や引継ぎを行っている。保護者等に、退園後の相談には担任や園長、教頭が担当することを説明している。</p> <p>■改善課題 就学する子どもには手紙を園の封筒に入れて渡しているが、転園や卒園時に退園後の相談方法や担当者について説明した内容を文書にして渡すことが望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断 基準	a	利用者満足度を把握する仕組みを整備し、利用者満足度の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	利用者満足度を把握する仕組みを整備し、利用者満足度の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	利用者満足度を把握するための仕組みが整備されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	o	1 (認定こども園) 日々の教育・保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。	
	o	2 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
	o	3 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。	
	o	4 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に参加している。	
	o	5 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	
	o	6 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>利用者満足度の向上を目的とする仕組みを整備した取組については、日々の教育・保育の中で子どもの遊びの様子を観察し、子どもの表情や言動等から把握し、朝の会や帰りの会での子どもの発言等からも満足度を把握している。保護者に対しては、登降園時の会話や個人面談の他、「おしゃべりノート」の活用や役員会に園長、教頭、職員が参加し利用者満足度の把握に努めている。毎年実施の学校評価による保護者アンケートは、園長と教頭が担当し、集計分析後は、課題の抽出や改善策に取り組み、保護者からの意見や要望に対する回答も報告書に記載して保護者に配布している。保護者からの意見で「担任の先生に気軽に相談できるおしゃべりノート（連絡帳的な）が欲しかった」との声には、園長と保護者間で使用されていた「おしゃべりノート」を担任も活用できるよう改善されている。今回の第三者評価保護者アンケートでは、「園でお子さんは楽しく過ごしていると思いますか」の問いに、「思</p>		

項 目			評価 結果
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
判断 基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	o	1 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。	
	o	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	o	3 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	o	4 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	o	5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
	o	6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	o	7 苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント	<p>■取組状況 苦情解決の仕組みについては、要望・苦情受付担当者を園長、要望・苦情解決責任者を主管課の課長とし、第三者委員2名を選任して苦情解決の体制を整備している。玄関には、苦情解決の仕組みを表示した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、保護者等が苦情を申し出しやすいように、「ご意見箱」と筆記用具を設置している。保護者には、入園説明会で園のしおりや重要事項説明書を配布し、要望・苦情対応の体制について説明している。今年度の苦情は、「4月から今月までの苦情件数は0件」と玄関に掲示されている。昨年度は、「重要事項説明書の説明内容への苦情」が1件あり、苦情対応報告書の作成や公表を行うとともに記録を保管している。</p> <p>■改善課題 重要事項説明書においては、要望・苦情等に係る窓口として第三者委員の連絡先（電話番号）と外部の相談機関として沖縄県福祉サービス運営適正化委員会及び連絡先の追記が望まれる。</p>		

項目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	o	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	o	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント		<p>■取組状況 保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と保護者への周知については、要望・苦情対応窓口や第三者委員名を記載した「入園のしおり」を保護者に配布し説明している。玄関には、保護者が相談できる相手として要望・苦情対応窓口や第三者委員、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先が記載されたポスターの掲示や意見箱を設置している。保護者からの相談には、登降園時の会話や個人面談の他、入園後に全保護者を対象に「おしゃべりノート」を配布し、日々の保護者からの相談や要望等を記載している。保護者との相談場所は、プライバシーに配慮し、入口の窓にカーテンを設置した職員室や第三者からは視界に入りにくい空き教室等で対応している。</p> <p>■改善課題 今回の第三者評価保護者アンケートで「あなたが不満に思ったことや要望を伝えたいとき、職員以外の人（役所や第三者など）にも相談できることをわかりやすく伝えてくれましたか」の項目では、「いいえ」が26.7%の回答があり、保護者への周知に向けて、重要事項</p>	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	o	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	o	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	o	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	o	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	o	6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 保護者からの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応については、「相談、意見対応マニュアル」や「苦情（ご意見・ご要望）解決のための仕組み」等を整備している。保護者が相談や意見を述べやすいために、意見箱の設置や「おしゃべりノート」の活用の他、個別面談や登降園時の声掛けに努めている。毎年、学校評価による保護者アンケートを実施し、保護者の意見の把握に努めている。「母親の緊急入院により延長保育を利用したい」や「子どもの熱中症予防に園でも水分補給を促してほしい」等の声に担当課との調整やクラスで水分補給の大切さを伝えるとともに個別の摂取状況を確認する等、迅速な対応に努めている。相談内容は、相談・意見受付票に記録し保管している。10月より、電話での連絡票も新たに作成し活用されている。マニュアルは、職員各自で気づいた時にチェックし、年度末の職員会議で見直しを検討している。</p> <p>■改善課題 保護者からの相談や意見等を受け付けた際の対応の経過や結果の説明後は、プライバシーに配慮して公表すること、及び、「相談・意見対応マニュアル」や「苦情（ご意見・ご要</p>	

項目		評価結果
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	o	1 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	o	2 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
	o	3 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
		4 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	o	5 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	o	6 事故防止策等の安全確保の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>安心・安全な教育・保育の提供については、危機管理マニュアルで災害発生時の責任者は園長となっている。危機管理マニュアルとして「事故発生時の対応及び事故予防・再発防止、熱中症対策」等が整備されている。職員室には、「事故（ケガ）発生時の対応フローチャート」を掲示し、職員に周知している。子どもの安心と安全を脅かす事例として、「登園時における子どもの車内への置き去り」や「熱中症による子どもの死亡事故」等、市からの情報提供時は、その都度、職員に伝え、「登園時の安全確保の徹底」の確認や「熱中症対策」の職員研修を実施している。AEDが設置され、「心肺蘇生法や救急対応」等の園内、園外研修に職員が参加している。安全年間計画が作成され、毎月初めに、安全点検表に沿って、施設点検（保育室・遊戯室・ホール、・トイレ・消防用設備）や遊具点検（園庭広場・固定遊具）の安全点検を実施し、3カ月毎に固定遊具の重点点検を実施している。点検後は、テラスの陥没穴の修復や砂場の掘り起こしと砂の補充等が行われている。園庭広場は、遮光ネットで熱中症対策を行い、鉄棒や雲梯の下には安全マットを設置している。室内の窓や靴箱の角、手洗い場の縁には、衝撃緩和対策が施されている。天井の扇風機は、カバー等の落下防止に結束バンドで固定し、定期的に点検と交換が行われている。事故発生時は、マニュアルに沿って対応し、ケガ等、病院受診時は、損害賠償保険で保障している。</p> <p>■改善課題</p> <p>子どもの安心と安全を脅かす収集した事例、及びヒヤリハットについて、職員参画の下</p>	

項目		評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	o	1 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	o	2 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
	o	3 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	o	4 感染症の予防策が適切に講じられている。
	o	5 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
	o	6 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
	o	7 (認定こども園) 保護者への情報提供が適切になされている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>感染症の予防や発生時の対応についての責任者は、危機管理マニュアルで園長としている。「感染症の予防と発生時等に関するマニュアル」や「学校感染症（第1種、第2種、第3種別）対応マニュアル」が整備され、職員に周知されている。ホームページや「入園のしおり」には、感染症の種類や罹った場合の登園基準等を記載し、保護者に配布し説明している。感染症の予防策として、登園時は子どもの健康観察を行い、クラスの玩具類は定期的に消毒し、手洗いの徹底に努めている。衛生管理表に沿って遊戯室、教室、トイレ、絵本の部屋、職員室は、毎日アルコール消毒を行っている。クラスで感染症発生時は、職員室の簡易ベッドで観察をしながら保護者に迎えてもらうよう連絡している。ベッドは、使い捨てシートが使用されている。玄関には、園で発生した感染症名と感染人数を掲示するとともに、「那覇市感染症発生動向週報」も掲示し、保護者に情報提供を行っている。マニュアルについては、新型コロナウイルスが第5類に移行したことを受けて学校感染症第2種へと変更し、職員と読み合わせを実施している。職員は、「感染症と食中毒」や「那覇市保育施設等衛生講習会」等を受講し、研修報告書は職員に回覧している。</p> <p>■改善課題</p> <p>第三者評価保護者アンケートで「園内でインフルエンザ等の感染症が発生した際に、そ</p>	

項 目			評価 結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断 基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	o	1	災害時の対応体制が決められている。
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。
	o	3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	o	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	o	5	防災計画等を整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
コメント	<p>■取組状況 災害時の対応体制として園長を隊長とした自衛消防隊が組織され、職員の役割分担が定められている。職員室には、「災害発生時の対応フローチャート」を掲示し、職員に周知している。学校安全年間計画が作成され、毎月、火災避難訓練を実施し、地震発生や火災避難訓練・不審者避難訓練も小学校と合同で実施している。消防設備点検の年2回実施や毎月消防設備の自主点検も実施している。避難訓練時は、子どもの名簿や引き渡しカード等の非常用セットを持ち出し、点呼で園児の安否を確認している。保護者への連絡は、子育て支援システムさくらdaysで配信することになっている。海拔3・9mに位置する園は、土砂災害警戒区域に指定され、「土砂災害避難確保計画」を作成し、第1避難場所を泊小学校運動場、第2避難場所を黄金森公園、第3避難場所を新都心公園と定め、避難経路を示した安全マップを作成し、玄関に掲示している。ピアノ等は転倒防止策を行い、備蓄は水、救急カレー、根菜汁、フルーツゼリーやライスクッキー等、3日分程度が西給食センターから配布されている。備蓄リストを作成し、賞味期限を確認し入れ替えを行う等、在庫管理を教頭が担当している。</p> <p>■改善課題 備蓄に食物アレルギー対応の食品の追加、及び災害発生時においても教育・保育を継続す</p>		

項 目			評価 結果
III-2 福祉サービスの質の確保			
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
	o	2 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
	o	3 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	o	4 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
	o	5 (認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>教育・保育についての標準的な実施方法（マニュアル）の文書化については、「教育実習生受け入れマニュアル」や「ボランティア・インターンシップマニュアル」、「感染症対応マニュアル」等、各種対応マニュアルが作成されている。「アレルギー対応マニュアル」や「泊こども園倫理綱領」、「権利擁護マニュアル」等には、人権尊重やプライバシー保護、権利擁護に関わる姿勢が明示されている。マニュアルは職員室に設置し、教育・保育計画は、職員がいつでも確認できるよう各クラスに設置している。マニュアルについては、年度初めの職員会議で「不適切な保育について」の読み合わせが行われ、災害避難訓練前や熱中症対策開始時には、職員全体で読み合わせる等で周知している。配慮を要する子どもについては、教頭と担当する特別支援ヘルパー職員と「虐待防止対応マニュアル」の勉強会を実施し、日々の教育・保育で実践し確認が行われている。「ケガの対応について」は、マニュアル通りに行われているかを「事故報告チェックリスト」で確認している。熱中症対策として暑さ指数2.8以上が続いた8月から9月にかけては、戸外の遊びを室内へと環境構成を変更して教育・保育を実践している。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	
	o	2 教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
	o	3 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	o	4 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>標準的な実施方法は、2月の職員会議において検証し見直すことが定められている。新型コロナウイルス感染症の第5類への移行を受けて、感染症対応マニュアルを見直し、学校感染症第2種へと変更している。熱中症対応マニュアルについては、市より、8月に「熱中症対策ガイドライン」が新たに示され、熱中症警戒アラート、暑さ指数2.8以上時は、戸外活動が中止となっている。指導計画において、9月の運動会に向け戸外での集団遊びを屋内での、個々の運動遊びへと変更したことや運動会を11月に延期したことで子どもたちが縄跳びや竹馬乗りに挑戦し、成果を上げている。マニュアルは、日々の教育・保育の中で十分ではない点を職員各自でチェックし、年度末の職員会議で検証・見直しを行っている。</p> <p>■改善課題</p> <p>マニュアルの見直しについては、見直しの過程が分かるように制定年月日や改訂年月日の記載が望まれる。権利擁護対応マニュアル等、各種マニュアルの主旨をふまえ、こども園の実態に合わせて検証・見直しが望まれる。</p>	

項目		評価結果
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているか、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	o 1	指導計画作成の責任者を設置している。
	o 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	o 3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定子ども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	o 4	(認定子ども園) 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。
	o 5	(認定子ども園) 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	o 6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定子ども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	o 7	(認定子ども園) 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	o 8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
	o 9	(認定子ども園) 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>「指導計画作成・見直しの手引き」が作成され、指導計画作成の責任者は園長とすることが明示されている。「指導計画作成に係るアセスメント方法」に沿って、入園前の面接や児童票等で子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況を把握し、職員会議で子ども一人ひとりについて話し合い、情報を共有している。入園後は、個人面談や日々の保護者との会話を通して子どもの発達上の課題や保護者の要望等の把握に努めている。発達が気になる子どもについては、市の子ども発達支援センターによる巡回指導や園内支援会議で協議し、保護者の意向を確認し、個別の教育及び保育の支援計画が作成され、保護者の同意を得ている。全体的な計画に基づいて年間指導計画や安全計画等が作成されている。年間指導計画は、期毎の反省・評価をふまえて作成し、月案や週案の指導計画は、週末や月末の振り返りを行い、翌週や次月の計画をクラス担任が立案し、毎週木曜日の週案会議で園長、教頭、担任で検討・確認し、指導計画を作成している。支援困難ケースへの対応については、市の発達支</p>	

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	o	2 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
		3 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	o	4 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
	o	5 (認定こども園) 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>定期的な指導計画の評価・見直しについては、「指導計画の作成・見直しの手引き」に沿って実施されている。毎年2月の職員会議で年度の振り返りを行い、次年度の計画を作成している。月案や週案は、クラス担任間で立案し、毎週木曜日に園長、教頭、担任が参加する週案会議で検討・確認し作成されている。週案等指導計画については、ねらいの援助内容の項目に沿って、備考(変更、気づき)の欄に援助内容に対しての達成状況や課題が記載され、次週の子どもの姿に反映されている。週の指導計画は、ホワイトボードにねらいや援助内容、配慮事項等を記載し、フリー職員や特別支援ヘルパー職員に周知し情報を共有している。指導計画を緊急に変更する場合は、戸外活動において「雨天時は室内活動に変更」と計画書に記載されている。夏場は、毎日、暑さ指数を記録し、暑さ指数28以上時は戸外活動を中止し、室内の遊戯室や長くて広い廊下での運動遊びに変更され、9月末の運動会は11月に変更されている。</p> <p>■改善課題</p>		
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。	
	o	2 個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。	
	o	3 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	o	4 認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	o	5 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	
	o	6 コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもに関する教育・保育の実施状況の記録と共有化については、保育業務支援システムを導入し、指導計画や保育日誌等が作成されている。児童票や指導要録等、子どもの発達状況や生活状況の記録は、主管課が定めた統一した様式に記録されている。特別な支援や気になる子どもについては、個別の指導計画が作成され、支援状況はヘルパー日誌に記載され、担任、教頭、園長が共有している。各クラスの子どものについては、個別記録簿や面談記録簿等に記載している。週・日案については、ホワイトボードに記載してフリー職員やヘルパー職員と情報を共有している。記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、職員会議や週案会議で園長や教頭による指導・助言が行われている。研修報告や市からの情報等は回覧で周知し、子どもや保護者からの相談や要望等は、「おしゃべりノート」や引継ぎ簿等で共有している。日々の子どもの様子や保護者からの情報は各クラスの引継ぎ簿に記載</p>		

項 目			評価結果
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	o	2 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	o	3 記録管理の責任者が設置されている。	
	o	4 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	o	5 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	o	6 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもに関する記録の管理体制については、「個人情報保護に関するマニュアル」や「那覇市個人情報保護条例及び那覇市文書取扱規程」で記録の保管と保存、廃棄、情報提供に関する事項が定められ、「那覇市情報セキュリティポリシー」も整備されている。個人情報の不適切な利用や漏洩対策として、緊急連絡簿やUSB、児童票や指導要録等の公簿の持ち出しを禁止し、鍵付きのキャビネットで保管している。個人情報の入った書類の廃棄はシュレッターにかける等の対応をしている。新年度の職員会議では、園長が個人情報保護や守秘義務について説明している。個人情報研修報告書の回覧やマニュアルを読み合わせる等、職員に周知し、職員は、個人情報保護規程を遵守している。保護者には、重要事項説明書で個人情報の取り扱いについて説明し、「個人情報利用の同意書」を徴している。</p> <p>■改善課題</p> <p>重要事項説明書の守秘義務については、基準条例第27条3項に基づいて「個人情報の利用にあたっては、保護者の同意を得ておかなければならない」旨の追記と「個人情報の保護</p>		

項 目			評価 結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	b
判 断 基 準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
	b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	o	1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	o	2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	
	o	3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	o	4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	o	5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
コメント	<p>■取組状況 子どもの権利擁護の取り組みの徹底については「泊こども園倫理綱領」に子どもの最善の利益の尊重を明示し、「権利擁護マニュアル」には子どもの権利条約に定める4つの権利を明記している。その他関連マニュアルとして「プライバシー保護マニュアル」「不適切な養育（虐待マニュアル）」「相談、苦情対応マニュアル」などが整備されている。「那覇市世界にはばたくこどもの街宣言」や主管課からの公文書等により、子どもの権利擁護について職員は周知している。権利侵害の防止、早期発見するために職員はセルフチェックを実施して、園長が職員にアドバイスをしている。職員はオンデマンドによる「虐待防止」「一人一人を大切に作るクラスづくり」などの研修を受講している。具体的な取り組みについては定期的に開催されている支援会議、職員会議で検討している。日々子ども支援の中では子ども一人一人の言葉を聞き逃すことなく、子どものペースを尊重している。衣服の着脱の際は、室内を暗くし、子ども同士が目合わさないように外向きの円をつくり着替えている。子どもの発達に合わせ、一人ひとりを尊重した保育をおこなっている</p> <p>■改善課題 「権利擁護マニュアル」の4つの権利については具体的手順の作成が望まれる</p>		

項目		評価結果
A-2-(1) 全体的な計画（教育課程を含む）の作成		
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。 a
判断基準	a	全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。
	b	全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。
	c	全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	o	1 全体的な計画（教育課程を含む）は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。
	o	2 全体的な計画（教育課程を含む）は、養護（生命の保持・情緒の安定）と教育（健康・人間関係・環境・言語・表現）の各領域を考慮して作成している。
	o	3 全体的な計画（教育課程を含む）は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。
	o	4 全体的な計画（教育課程を含む）は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
	o	5 指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。
		6 指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。
	o	7 全体的な計画（教育課程を含む）は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。
	o	8 全体的な計画（教育課程を含む）は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。
コメント	<p>■取組状況 全体的な計画には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、教育及び保育方針や園の教育及び保育目標、園児像、こども園像が位置づけられている。全体的な計画は、教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等に基づいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、教育・保育時間、主な行事、家庭や小学校・地域との連携、健康支援、環境、衛生、安全管理、災害への備え、食育、子育ての支援、特色ある教育と保育、特別支援教育、学校評価（自己評価・保護者アンケート・学校関係者評価委員会等）、職員の資質向上（研修計画）学力向上推進計画、情報公開等を考慮して作成されている。参観日には保育室の入口に保護者が理解しやすいように指導計画を掲示し、共有が出来るようにしている。全体的な計画の見直しは、2月に各クラスから提出された反省や修正について職員会議で協議し、次年度の計画を作成している。</p> <p>■改善課題 学級開きやクラス懇談を通して指導計画をわかりやすく保護者に周知するための説明を期待したい。</p>	

項目		評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開		
48	A③	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	o	1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
	o	2 認定子ども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
	o	3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
	o	4 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
	o	5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
	o	6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>室内には温度、湿度計が設置され、エアコンや扇風機等で温度を調整し、定期的に換気を行い、空気清浄機が各教室に設置されている。熱中症対策として熱中症警戒アラートや熱中症指数計に留意し、ミスト付き大型扇風機を園庭で使用し、室内遊びを取り入れ、水分補給など適切な環境や対応に努めている。発達に合ったテーブルや椅子、他に玩具、遊具（運動用具含む）類の素材など安全面に配慮している。トイレや手洗い場は明るく子どもが使いやすい設備で、日中消毒を行い、子どもの降園後に、職員が清掃を行う等、安全や清潔に配慮している。廊下にベンチやテーブルが配置され、カウンターの下にカーテンをつけて一人用のいすを置くなど、子どもが集団から離れて一人になりたい時や体を休めたいときに過ごせるよう工夫している。職員室に隣接する絵本コーナーには、腰掛けたり寝転んだりできる畳敷が用意されゆったりくつろげる空間がある。教室の玩具類は毎日安全点検している。教室の設備や園庭の遊具は月1回職員が安全チェックを行い安全面を確認している。毎年、ダニ駆除や水質検査を実施している。食事は教室で配膳は廊下で行うなど、感染症対策に配慮し、落ち着いた空間でとれるようにしている。午睡が必要な子どもには、子育て支援の部屋を使い室温や照明に配慮している。各教室のほかに廊下や遊戯室を利用し、熱中症警戒アラート発令中や雨天時においても体を十分に動かすことのできる空間がある。</p>	

項 目			評価 結果
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
判断 基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	
	b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	o	1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	o	2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	o	3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
	o	4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
	o	5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	o	6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント		<p>■取組状況 一人ひとりの子どもの状態に応じた教育・保育については、入園前の面談や進級時の引き継ぎから、集団経験の有無や基本的な生活習慣の達成状況、家庭での生活リズム、友達とのかわりなど等を把握し、学級経営案を作成している。登園後、教室に入室できない子どもや小学校の運動場に飛び出し園生活の仕方を理解できない子どもに対して、担任2人のシフトを早出に調整し、教頭や園長も支援する等体制を整え、子どもの不安や探索活動をしたい気持ちを受け止め、寄り添い、受容している。園庭に出たくない子どもには、室内と園庭の間にベンチやテーブルを配置し、制作活動や絵本を読む等室内遊びができるよう子どもの気持ちに合わせて過ごせるようにしている。教室や園庭には子どもの関心のある遊びを複数用意して、遊びが選択出来るように配慮し、子どもの要望を聞きながら教材や課題活動に取り組んでいる。保育教諭は不安を感じている子どもには、ヘルパー職員と連携し、集会時に膝に座らせ安心して参加できるよう支援している。痙攣を起している子どもの気持ちを時間をかけて聞き取り、子ども自身が気持ちを整理し、言語化できるように関わっている。一人ひとりの気持ちを受容し、見守りながら子どもが、安心して自分らしさを発揮できるよう支援している。</p> <p>■改善課題 週・日案に困り感を持っている園児の姿やねらい、支援の内容の追記を期待したい。</p>	

項 目			評価結果	
50	A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		
	b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。		
	c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	o	1	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	o	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	o	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
	o	4	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	o	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備については、要覧に基本的な生活習慣の形成（健康的な生活リズム・あいさつ・身辺自立・片付けなど）が表示されている。基本的な生活習慣指導計画（あいさつ・食事・排泄・休息・保健衛生・衣服の着脱）を作成し、月・週案に健康・安全の項目を設定している。学級経営案には、「生活経験や発達の個人差を考慮しながら個に応じた関わりを心がけ家庭と連携しながら・・・基本的な生活習慣を身につけるようにする。」と明示している。職員からのヒアリングでは「個人差を考慮し、子どもが心地よいことと不快を感じることについて気づいたり、考えて行動できるような関わりをしている。」と配慮している。日誌に「プール活動後は休息を促す内容を取り入れている。」「食事やおやつ後の歯磨きを丁寧に行えるよう声掛けをする。」等、支援し気づかせながら基本的な生活習慣を身につけるようにしている。夏休みや冬休み後は「げんききっずかーど」を使用し、家庭で生活リズムを取り戻すことができるように工夫している。</p> <p>■改善課題</p> <p>基本的な生活習慣の習得に向け、園児一人ひとりの状況や子どもの気持ちに配慮した支援内容などの記録が望まれる。</p>			

51

項目			評価結果
A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
	b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
	c	子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境（時間と空間）の配慮をしている。
	o	2	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
	o	3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
	o	4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。
	o	5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。
	o	6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
	o	7	子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。
	o	8	子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、生活と遊びを豊かにする教育・保育の展開について、園庭や教室では指導計画に基づいて月や季節ごとに複数のコーナー遊びの環境を整えている。調査日当日、カセットデッキを自分で操作し、好きな曲に合わせてダンスを繰り返し踊る子どもや園庭のガジュマルにいろいろな昆虫が止まっていることを想像し製作する子ども、友達とままごとやカブラ積み木をしている子ども、一人で絵本を読んでいる子ども等、好きな遊びを見つけ一人で、または友達と関わり遊びに取り組んでいる。廃材を利用して虫かごを作り、担任が作った見本（網）を友だちと工夫しながら製作し蝉取りを楽しんでいる。色水遊びや石鹸遊びからジュース屋さんやケーキ屋さんに発展し、商品のやり取りを通して応答できるように担任は支援している。観察ケースに土を入れ草を栽培しバツが飼育され、園庭にはカバマダラやオオゴマダラの食草や季節の草花や野菜を栽培し、4月から育てた草花の写真を掲示し、成長や収穫等子どもが関われる環境となっている。担任は友達と関わり遊ぶ場面や一日の振り返りの会などで、子どもがやりたいことを言葉で表現し友達に伝えることから相手の気持ちに気づいて話し合いが深まるような支援をしている。6月から「わくわく集会」を月1回開催し、リトミック、ダンス歌・指遊びなど様々な活動を友だちと一緒に取り組むことが楽しいと集会に参加できるようにしている。</p>		

項 目			評価 結果
52	A⑦	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断 基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼 点	1 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		2 0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。	
		3 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。	
		4 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		5 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		6 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
	コメント	※対象外	
53	A⑧	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断 基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼 点	1 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
		2 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
		3 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
		4 子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。	
		5 保育教諭等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。	
		6 様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	
		7 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
	コメント	※対象外	

項目			評価結果
A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している	
	b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>4歳児は、入園当初、集団経験の有無や集団経験した子どもの中でも個人差を考慮し、一人ひとりが安定して自己発揮できるよう、担任は子ども一人ひとりの行動を受け入れ、初めて経験することの不安を軽減できるように関わり、話を丁寧に聞き、個別に関わる時間を確保して寄り添い、信頼関係が構築できるように取り組んでいる。一日を通して、好きな遊びができるよう複数のコーナーを作り、遊んだ活動が継続できるように作品を展示する等工夫をしている。課題活動においても今遊んでいる遊びを継続したい子どもの気持ちを大切に遊びが選択できるような工夫をしている。クワガタを飼育し、死んでしまった経験から、「バッタを飼育したい」と主張する子どもと「また死んだらかわいそうだから飼育しない」という意見の中で、どうして死んでしまうのかを自分たちなりに考え、バッタが園庭にいる状況や新鮮な草が食べられる環境（飼育箱に土を入れ草を植える）が大事と子どもたちは話し合い、折り合いをつけている。集団の中で自分の力を発揮し、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組める環境を整えて保育教諭が関わっている。</p> <p>5歳児は、進級児は前年度の遊びが継続できるように、新入児は面接で聞いた遊びを参考に複数の遊びコーナーを用意している。遊びや自分の気持ちをうまく伝えられない子どもには、担任と一緒に遊び、友だちの遊びの工夫や面白さに気づけるように支援している。泥団子づくりでは2種類の土や水、砂などの配合がうまくいかず失敗を繰り返す子どもにうまく作っている子どもの意見を聞いてアドバイスが受けられるようにしている。一人ひとりが好きな遊び（色水、石鹸遊び、カプラ積み木等）に夢中になっている場面から友達同士で意見を出し合い遊びの工夫がさらに遊びが深まるようにお店屋さんごっこや町づくりに発展させるような支援や環境を整えている。こども園で大切にしている「遊びを通しての総合的な指導とは」のテーマで、地域の保育施設や就学先の小学校の職員と意見交換をしている。</p> <p>3歳児が在籍していないため、着眼点1は評価対象外である。</p>		

項目		評価結果
A⑩	⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
	b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
	c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	o 1	建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
	o 2	障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
	o 3	計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。
	o 4	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
	o 5	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。
	o 6	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
	o 7	職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を持っている。
	o 8	他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と配慮については、特別支援教育経営方針が策定され、①実態把握②特別支援保育・特別支援教育に関する園内委員会の設置・・・⑤関係機関との連携⑦「個別支援計画」「個別の指導計画」などの作成と活用・・・など実施方法が記載されている。教頭が特別支援コーディネーターに位置づけられ、担任保育教諭以外に特別支援教育ヘルパーが配置されている。特別支援ヘルパーは日々の記録を作成し、月に1度クラスごとに担任や支援ヘルパーの会議や園内研修を開催して支援の振り返りを行っている。園内支援委員会を月1回開催し情報や支援の共有が図られている。(例：職員間で話し合いカウンターの上を子どもの作品展示の場として活用することで支援児がカウンターに上らないように対応した)建物設備はバリアフリーで、多目的トイレが設置され支援児を受け入れる環境が整備されている。こども発達支援センターと連携し、巡回指導相談を受け、保護者も含めて計画の策定や支援についてのアドバイスや情報交換を行っている。クラス担任が個別の教育支援計画を作成し、保護者の同意を得て、計画に基づき園児の特性に応じて、基本的な生活習慣や遊び、活動の仕方、友達との関りについて援助している。身体の中に器具を装着している子どものかかわり方や、支援を必要とする子どもの良さ(昆虫に詳しい等)をクラスの子どもに伝えている。職員は市の主催する研修を受講し、発達支援児に関しての専門性を高め、送迎時やおしゃべりノート、個人面談を実施し、保護者からの相談に対応している。入園のしおりに「特別支援教育について」の項目で保護者へ周知している。支援児だけではなく不安そうな子どもや困り感を持った子どもについてもヘルパーと連携し支援している。</p> <p>■改善課題</p> <p>クラスの指導計画に支援児の姿や友だちとの関わりについての記載を期待したい。</p>	

項 目			評価結果
A⑩	⑨	それぞれの子ども ^の 在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	それぞれの子ども ^の 在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b	それぞれの子ども ^の 在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	それぞれの子ども ^の 在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
	o	2 在園時間の長い子どもが安心して、家庭的でゆったりと過ごすことのできる環境に配慮している。	
	o	3 在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	
	o	4 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。	
	o	5 子ども ^の 在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
	o	6 在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
	o	7 子ども ^の 状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
	o	8 担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
	o	9 1号認定子ども ^の 長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている。	
コメント	<p>■取組状況 在園時間の異なる園児のための環境整備と配慮について、職員は時差勤務を行い、朝夕と土曜日は異年齢で過ごしている。夏休み期間は4歳児を2グループに分けて5歳児クラスと日中も異年齢で過ごしている。延長保育や一時預かり保育の実施計画が作成され、延長保育は18時30分～19時30分まで月2～3人が不定期に利用し、一時預かり保育は平日は14時～18時30分、土曜日は8時～18時30分まで定期的に1人～2人利用している。延長保育のおやつはせんべい等が用意されている。朝夕や延長時間の遊びや活動は子どもが楽しく過ごせるよう配慮し、夏休み等長期の休みのある1号認定児が、休暇後に不安や戸惑いが見られないようにさくらdaysで2号認定児の活動を伝え、休暇前に楽しんでいた遊びを環境として整え、安心して休暇後も過ごせるようにしている。4歳児は子どもの様子に応じて別室で昼寝を行っている。登園の早い園児や延長保育を利用している子ども^の様子については、引継ぎ簿を使って保護者とのやり取りを記載し丁寧に伝えている。伝える内容により担任が直接電話で対応している。長期休暇前に生活リズムの大切さを親子に伝え、休み中の規則正しい生活が送れるような確認票を活用し、子どもが園生活のリズムを整えられるような支援がある。</p> <p>■改善課題 一時預かり保育の指導計画を作成し、延長保育も含めて振り返りの記録等の整備を期待したい。</p>		

57

項 目			評価 結果
A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c	小学校との連携や就学を見通した計画（接続）、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。	
	○	2 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	○	3 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	○	4 保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
	○	5 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>小学校との接続については、全体的な計画に小学校との連携や接続が位置付けられている。隣接する小学校との接続連携計画として、「那覇市立泊こども園小学校架け橋期のカリキュラム」「保幼小連携年間計画」が作成されている。子どもが小学校生活へ期待を持てるように、小学校合同の平和学習会、避難訓練の参加や、運動会練習の見学、1年生と一緒に遊ぶ交流、お招き会での交流がある。小学校とこども園職員間の保育参観、授業参観等の交流が実践されている。近隣の保育所等が参加する「保・幼・こ・小連絡協議会」で、スタートカリキュラムを確認し、教頭がこども園の「遊びを通しての総合的な指導とは」の演題で発表し課題等を共有している。保護者が小学校以降の見通しが持てるよう、就学に向けて、入園当初より生活リズムの定着など基本的生活習慣の自立に向け保護者に発信し、個人面談等を通して支援している。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点に基づいた園児の育ちや発達の状況を踏まえこども園指導要録を作成し、各小学校へ送付している。</p>		

項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A③	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	o	1 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	
	o	2 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	o	3 子どもの保健に関する計画を作成している。	
	o	4 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
	o	5 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	o	6 保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
	o	7 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
	o	8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>年間保健計画が作成され、年間計画のねらいや活動報告、健診などの日程が記載されている。子どもの健康管理に関するマニュアル等が整備され、職員室には事故（けが）対応フローチャートが掲示されている。その季節に流行している感染症（現在はインフルエンザ）数も明示されている。日々の健康管理は、登園時は担任、園長、教頭等が子どもの様子を観察し、保護者からも情報を得ている。または、おしゃべりノートを通して情報を共有している。那覇市から配信されている保健だよりには感染症や熱中症予防のポイント、予防接種など健康管理に関する注意が記載されている。今年度から、暑さ指数を測定し、指数が28を超えると屋外での教育・保育を中止し屋内活動に切り替え、熱中症予防等、子どもの健康管理に努めている。さらに職員間での共有、討議が必要な場合は主に支援会議にあげて共有、討議している。けがや体調不良の子どもが出た場合の対応は、マニュアルに沿って適切に行われ、援助が必要な場合は、小学校の養護教諭に協力を求めることもある。既往歴や予防接種の状況、子どもの健康状態に関する情報等は、年度始め4月の内科健診前に問診票を保護者に記入してもらうことで把握し、日々の健康管理についても必要時記録し周知・共有している。健康に関する方針や取組は、「入園のしおり」「重要事項説明書」や市からの保健便り、園便り、クラスだより等で保護者に伝えている。子どもがかかりやすい病気に関する保健教育は読み聞かせ「やさしくわかる病気の絵本」を中心に行っている。</p> <p>* 着眼点7、8については乳幼児が在籍していないため、評価対象外とする。</p>		

59

項 目			評価 結果
A⑭	②	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
判 断 基 準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○ 1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	○ 2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	○ 3	家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
職員コメント	<p>■取組状況 健康診断は保健計画に基づき 内科検診や歯科検診、尿検査は年2回、蟻虫、視力検査は年1回行われ、検査結果はパソコン上で子ども一人ひとりの状況が把握できるようになっている。保護者には説明書とともに結果報告を送付している。医師の受診が必要な子どもには受診の促しとともに受診結果も確認できるようにしている。視力検査の結果は現時点では明らかな異常となる子どもは多くはないが、家庭におけるパソコン、スマホ使用、長時間のテレビ視聴などにより、視力の悪化が将来懸念されるため、家庭での生活リズムが乱れないように健診結果とともに伝えている。保健計画のねらいに「自分の健康状態を知り、治療や予防を進んで行う」とあり、その一環として歯みがきの大切さを子どもに伝え、昼食後に歯みがきが実施されている。歯磨後は虫歯予防のためフッ素洗口を行っている。歯科検診結果については保護者のみでなく子どもにも関心を持ってもらいたいことから虫歯ゼロの子どもや虫歯治療済の子どもには、「きれいで賞」「ピカリ賞」がもらえることを事前に伝え、集会で表彰式の形式で渡される。子どもの体の健康に関する関心を促すためには、一年を通して「やさしくわかる病気の絵本」の読み聞かせを行っている。保護者に対しては定期的に那覇市発行の保健だよりや園だよりなどを通して保健に関する情報を送っている。</p> <p>■改善課題 健診や検査結果を集計、分析を行い、その結果に基づいて歯科検診だけでなく、視力検査等の改善のための教育・保育内容に反映するよう、保健計画への追加に期待したい。</p>		

項目			評価結果	
60	A⑮	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
判断基準	a		アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b		アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c		アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
	n		わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	2	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	4	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	○	5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○	6	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
職員コメント	<p>■取組状況</p> <p>アレルギー疾患のある子どもに対しては「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を踏まえ対応している。マニュアルとしてはアレルギー対応、給食管理、調理マニュアルなどが整備されている。食物アレルギー対象の子どもは、入園当初に医師による指示書を提出している。アレルギー対象児の名簿を作成し給食センターに提出している。保護者から解除依頼があった場合は医師の解除の指示書を確認している。食物アレルギーの子どもが記載され、発生時の対応の表は事務所に掲示して職員に共有している。エピペンの使い方を含む職員研修は年1回行い、技術を習得している。食事の対応は給食配膳表を用い、職員室で、園務職員がアレルギー対応の配膳準備をして、クラス担任に確認し手渡しを行っている。座る位置は他の子どもと一緒に離れて座るかを保護者に確認している。弁当持参や遠足などのときの交換はしないように伝えている。疾病により臓器に異常のある子どもに対しては職員全体で、周知し医師の指示のもと子どもの状態に応じた対応を行っている。保護者に対しては、アレルギー食の予定献立表を配布している。保護者への周知については、重要事項説明書の給食提供の項目でアレルギー等への対応について周知している。</p>			

項 目			評価 結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑯	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
判 断 基 準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	o	1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
	o	2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	o	3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	o	4 食器の材質や形などに配慮している。	
	o	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	o	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	o	7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	o	8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
職員コメント	<p>■取組状況 「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」に食育が位置づけられ、食に関する豊かな経験ができるように食育年間指導計画を作成している。指導計画は年間目標を踏まえて、各行事のねらいを達成する具体案から構成され、家族との連携も明示している。子どもが楽しく食事のとれる環境、雰囲気づくりの工夫としてCDなどで音楽を流し、席は子どもが選んだ友達同士の複数人グループで座っている。食器は割れる危険性のないメラニン製を使用し副菜は小皿に小分けして提供している。食事の量は子どもの希望に合わせて、加減している。「おかわり」も、「大盛り」、「少なめ」も子ども自身が自由に選択できるようにしている。苦手で食べられないものは「一口チャレンジ」として少しだけ食べてみるというところからスタートして無理強いをしないようにしている。食に関心が持てるように食育の絵本の読み聞かせを通して食の重要性を伝えている。子どもたちが種まきから水やりをして育てた野菜を収穫している。収穫した野菜は、自宅に持ち帰り保護者と一緒に調理し、食べた感想を書いて報告している。食への取り組みや様子は個人面談、クラスだよりに掲載し、その日の子供の活動のドキュメンテーションを作成し、玄関入り口に掲示している。子どもたちが食べる給食も玄関に展示されている。</p> <p>■改善課題 現在は食事の開始と終了時間はほぼ一斉だが、子どもによって食前に席で待っていたり、食べ終わっても他の子どもが終わるまで席で待っていたりという光景がみられる。一人ひとりの子どもが食事時間を楽しむ工夫が望まれる。</p>		

項 目			評価 結果	
62	A⑰	②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
判断 基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。		
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼 点	o	1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	o	2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	o	3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	o	4	季節感のある献立となるよう配慮している。	
	o	5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
		6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
		7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
職員コメント		<p>■取組状況 給食是那覇市の給食センターから配食されており、栄養士の指導のもと調理されている。園長や教頭が検食を行ったのち、検食簿を市へ提出している。毎月給食会議を実施し、那覇市の栄養士、調理士と摂取状況、食べる量、好き嫌いなどを共有し、おいしく安心して食べられるように意見交換をおこなっている。食事の残渣は記録簿に記載している。子どもの意向を聞いて盛り付けしている。クラス日誌の給食欄に給食状況を記載している。レバーやゴーヤなどの食材は、カレーやチップスにするなど食べやすい工夫をしている。献立メニューは保護者にさくらdaysを通して配信している。節分、ひな祭り、ムーチャーなどに行事食の提供がなされている。冬瓜、ゴーヤ、青梗菜、パパイヤなどの沖縄の食材をいかしたチャンプルーなどの献立も提供されている。</p> <p>■改善課題 調理士、栄養士が来訪し、子どもたちの食事風景や子どもたちから直接話を聞く機会を持つことが望まれる。給食は全体的に色味に乏しい。食事は味覚のみでなく視覚で楽しむことも含まれるので、見ても楽しく食べられるような工夫を提案、検討することが望まれる。着眼点7については給食は市配食センターから配食されることから、評価対象外とする。</p>		

項 目			評価 結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断 基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	o	1 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	o	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	o	3 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	o	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	o	5 教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	
職員コメント		<p>■取組状況</p> <p>家庭との日常的な情報交換、相談は登降園時に基本的には担任が対応しているが、教頭、園長が対応することもある。日々の連絡事項や情報共有は保護者に対して「さくらdeys」を利用している。保護者に対しては連絡ノート、おしゃべりノート、電話を用いたり、話が必要な場合は随時面談の時間を設けている。担任が相談を受けた内容は教頭、園長とも共有している。相談内容によっては那覇市こども発達支援センターにつないでいる。記録はそれぞれの相談を受けた職員が記録している。子どもの活動をもとにドキュメンテーションを作成し、玄関口に掲示し、情報共有をしている。年度初めには保護者に年間行事計画を配布し、毎月、園だよりや保健だより、献立表、食育だよりを配布し、毎日おしゃべりノートのやり取りを通して、教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会としている。家庭訪問、保育参観、個人面談などについては入園、進級時に年間計画表を配布し、保護者の事情に合わせて、日程や時間を調整出来る期間を設け、保護者が参加しやすいように努めている。</p>	
A-3-(2)保護者等の支援			
64	A⑲	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
判断 基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	o	1 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
	o	2 保護者等からの相談に応じる体制がある。	
	o	3 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	o	4 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	o	5 相談内容を適切に記録している。	
	o	6 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
職員コメント		<p>■取組状況</p> <p>保護者が安心して子どもを預けられるように、保護者との日々のコミュニケーションを大切にしている。コミュニケーションツールとしては、おしゃべりノートや出席ノートを活用している。登園時は保護者から自宅での子どもの様子を聞き、降園時にはその日の園での子どもの様子を伝えるなど、コミュニケーションを通して信頼関係を保てるように取り組んでいる。保護者からの相談を受けた場合は、保護者の就労などの事情に配慮してシフト調整をして相談に応じられるような取り組みを行っている。場合によっては、園長、教頭へ連絡し、助言を受けられる仕組みになっている。担任では対応が困難な場合は教頭、園長も同席している。相談記録は適切に保管されている。1号認定の子どもの場合でも、保護者の出産や病気などの事情に応じて、保護者が安心して休めるように対応している。</p>	

項目			評価結果
65	A⑳	② 家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
判断基準	a	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
	b	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
	c	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 不適切な養育（虐待）等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2 不適切な養育（虐待）等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3 不適切な養育（虐待）等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4 職員に対して、不適切な養育（虐待）等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育（虐待）等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6 不適切な養育（虐待）等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	○	7 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
職員コメント		<p>■取組状況</p> <p>不適切な保育について、「不適切な養育に関するマニュアル」などにもとづいて、園内研修が行われ、子どもの状態や不適切な養育などに関する理解を促す取り組みを行うとともに、家庭での養育状況の把握に努めている。具体的には早期発見のフローチャートを職員室に掲示して、職員間で確認を行っている。登園時や保育時に「けがやあざなどないか？食事を抜いていないか、表情がいつもと変わっていないか。」など子どもの状態の観察を行い、明らかにいつもと異なる状態が認められた場合は、家での様子やけがの理由を子どもに聞くようにしている。場合に応じて園長、教頭が対応している。保護者には子育てに困っていることはないかを聞き、相談に応じることを伝えている。明らかに不適切な養育（虐待）の疑いが認められた場合は、速やかに子育て支援室に報告している。</p>	

項目		評価結果
A-3-(3) 子どもへの不適切な関わりの防止等		
66	A㉔	① 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。 b
判断基準	a	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
	b	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない
	c	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	不適切な関わり（暴力などの児童虐待、子ども一人一人の人格を尊重しないなどの不適切な保育）があった場合を想定して、施設長が職員・子ども、保護者にその原因や内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規定に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。
	○ 2	不適切な関わりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、不適切な関わりが行われていないことを確認している。また、不適切な関わりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。
	○ 3	子どもの発達に応じて自分自身を守るための知識、具体的方法について説明する機会を設けており、不適切な関わりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。
	○ 4	子どもへの不適切な関わりが疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、不適切な関わり等の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。
	○ 5	不適切な関わり等があった場合の組織的な対応について説明した資料を保護者等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、保護者や子ども等が自ら訴えることができるようにしている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>不適切な関わりの防止については、年度初めの会議で職員に説明を行い、人権擁護のためのセルフチェックシートを活用し、週案会議で不適切な関わりが行われていないか確認している。不適切な関わりが確認された場合は「那覇市職員の懲戒に関する条例及び懲戒に関する指針について（人事院）」の規定にもとづき厳正に処分を行う仕組みとなっている。「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」や「虐待発見時の対応マニュアル」をもとに、不適切な関わりがあった場合を想定して、園長、教頭、子ども、保護者などに事実確認をすることや、那覇市のこども教育・保育課へ報告し対応するための体制ができています。届出や通告者が不利益を受けることがない仕組みとして「那覇市職員などの公益通報に関する要綱」が整備されている。不適切な関わりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。子どもの発達に応じて自分自身を守るための知識として「いのちの安全教育」をもとに日常生活の中で、子ども同士のスキンシップ、いやな気持ちへの配慮やプライベートゾーンを守っての着替えなどの配慮をしつつ、子どもが言いやすいように日頃から子どもとの良い関係をつくる努力をしている。また保護者に対しても入園時や進級時に配布する重要事項説明書に虐待防止のための措置を記載し説明している。園内における報告プロセスを明確にし、必要な措置を講じる内容となっている。玄関には虐待防止のチラシやポスターを掲示し相談しやすいように日頃から声かけし、良い関係を作っていくように努めている。</p> <p>■改善課題</p> <p>「人権擁護のためのセルフチェック」の検証や不適切な保育の事例を収集し、再発防止のために会議で検討し、今後とも不適切な関わりの早期発見と防止の取り組みが望まれる。</p>	